

奈良県と宇陀市との人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進にかかる協働及び連携に関する包括協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び宇陀市（以下「乙」という。）は、以下のとおり人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進にかかる連携及び協働に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が協働するとともに、社会福祉協議会、社会福祉法人、自治会その他の多様な主体（以下「多様な主体」という。）と連携して取り組むことにより、宇陀市における、地域住民が孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、共生する地域社会の実現を目的とする。

（協働及び連携）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれが重要な役割を有していることを認識し、適切な役割分担を踏まえ、次条に規定する地域住民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築に協働で取り組むこととする。

2 甲と乙は、前項に規定する取組の総合的かつ計画的な推進のため、多様な主体が地域福祉の推進に関して重要な役割を有していることを認識し、これらと積極的に連携を図るものとする。

3 具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（構築する仕組み）

第3条 前条第一項に規定する仕組みとは、次の各号に掲げる体制をいう。

- 一 地域生活課題を抱える宇陀市民（他の宇陀市民及びその世帯の地域生活課題を把握した宇陀市民等を含む。）が、宇陀市並びに国その他の関係機関（市町村を除く。）及び地域福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者（以下「関係機関等」という。）に対し、支援及び協力を求めることができる体制
- 二 宇陀市及び関係機関等が、相互の有機的な連携の下、地域生活課題の解決に資する支援等を一体的かつ計画的に行う体制
- 三 宇陀市及び関係機関等が、継続的な支援を必要とする宇陀市民及びその世帯に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援等を包括的かつ継続的に行う体制

四 宇陀市民が、地域社会に参加し、相互に交流を行う機会を確保する体制

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、協働による取組にあたって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第5条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月18日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
宇陀市長 金剛 一智